



不適切ケア改善のポイント(介護相談員用)

A4判／56頁 2018年4月発行

748円(税込)

※介護相談員及び市町村事務局のみご購入可能です。

※購入申込フォームからお申込み頂けます。

→ [購入申し込みフォームへ](#)

介護相談員から寄せられた、7847の身体拘束・虐待、グレーゾーン、不適切ケア事例を精査。介護相談員と市町村事務局、そして事業者が同じ地平に立って、身体拘束・虐待の未然防止に役立てていただくことを意図した1冊。

目次

はじめに

介護相談員は介護の現場で何を見ているか

- 介護相談員が見ている身体拘束(虐待)の具体例
- 介護相談員が見ている不適切ケアの具体例

身体拘束、虐待を未然に防ぐための不適切ケア改善の取り組み

- ①不適切ケアの先に身体拘束、虐待があることへの気づき
- ②個別ケアの徹底を介護の基本に据える
- ③ケアを見直し利用者主体のケアに
- ④事業所理念と現場ケアの統一性
- ⑤改善と効果の検証で実効性のあるケアへ

⑥移動・移乗の介助方法

(行動制限)

- ⑦椅子、車いす、ソファ、ベッド等
- ⑧車いすのタイヤの空気を抜く、又は減圧する
- ⑨整容、清潔衛生の保持
- ⑩介護職員の利用者に対する言動
- ⑪入浴
- ⑫環境

[参考]

不適切ケアによる転倒事故等の法的責任に関する考え方

生活の営み5つが基本のケア

- ①起きる～活動のための第一歩 まず起きる
- ②食べる～口から自分で食べることの意義
- ③排せつ～トイレの排せつを基本と考える
- ④清潔～入浴は心身のリラックスと生活リハビリ
- ⑤活動(アクティビティ)～他者から認められる場面をつくる

不適切ケア・身体拘束改善のポイント

- ①ブザー、ベル、鈴等の音のなるものの使用
- ②ナースコールを利用者が使えないようにする
- ③施錠・暗証番号等
(排せつ介助)
- ④トイレ介助の際のプライバシー等の無視など
- ⑤安易なおむつ使用